

※月額保険料は概算です。



既加入者の方は自動更新です。  
変更の場合のみ申込書をご提出  
ください。

# 福祉団体定期保険

災害保障特約・こども特約・こども災害保障特約付

## 【ご意向に沿った商品内容か必ずご確認ください】

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)ならびに「当パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料などがお客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。

※このパンフレットはお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。

## ご加入のおすすめ

■効力発生日(加入日) … 令和4年4月1日(金)

■取りまとめ先 … 各地商工会議所・連合会 事務ご担当者様

※加入申込書は令和4年1月14日(金)までに一般財団法人全国商工会議所共済会へお送りください。

## 特長

**1** 月々1,500円の保険料(概算)で  
保障を確保!

月々1,500円の保険料から保障が得られる団体保険です。

※死亡・高度障害保険金300万円コース(本人・配偶者)の場合の概算保険料です。

**2** 魅力の配当金!

剰余金が生じた場合には配当金としてお返しいたします。  
過去3年間の平均配当率は……約34%

※平均配当率は平成30年度、令和元年度、令和2年度の平均値で、小数点以下を切り捨てています。

※配当金はお支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。そのため、記載の配当率は将来のお支払いをお約束するものではありません。

**3** 24時間保障!

業務上・業務外を問わず24時間保障します。

**4** ご家族皆様で!

ご家族(配偶者・子ども)もご加入できますので、ご家族の保障も万全です。

# 福祉団体定期保険

●災害保障特約・こども特約・こども災害保障特約付

## ■ 保険金額と月額保険料(概算)および年齢による保険金額の限度

加入区分	死亡・高度障害保険金	災害死亡・高度障害保険金 <small>死亡・高度障害保険金+災害保険金(別表1)・障害給付金(別表2第1級)</small>	不慮の事故による		月額保険料(概算) (※ご注意1)	年齢による限度		
			障害給付金 <small>((別表2)第2級~第6級)</small>	入院給付金 <small>(5日以上 同一の不慮の事故)について通算120日限度)</small>		60歳まで <small>(昭和36年10月2日以降生まれ)</small>	61歳~65歳 <small>(昭和31年10月2日生まれ~昭和36年10月1日生まれまで)</small>	66歳~70歳 <small>(昭和26年10月2日生まれ~昭和31年10月1日生まれまで)</small>
常勤役職員(本人)	1,500万円	2,000万円 <small>(1,500万円+500万円)</small>	350万円 ~50万円	1日につき 7,500円	7,500円	○		
	1,200万円	1,600万円 <small>(1,200万円+400万円)</small>	280万円 ~40万円	1日につき 6,000円	6,000円	○		
	900万円	1,200万円 <small>(900万円+300万円)</small>	210万円 ~30万円	1日につき 4,500円	4,500円	○		
	600万円	800万円 <small>(600万円+200万円)</small>	140万円 ~20万円	1日につき 3,000円	3,000円	○	○	
	300万円	400万円 <small>(300万円+100万円)</small>	70万円 ~10万円	1日につき 1,500円	1,500円	○	○	○
配偶者	600万円	800万円 <small>(600万円+200万円)</small>	140万円 ~20万円	1日につき 3,000円	3,000円	○		
	300万円	400万円 <small>(300万円+100万円)</small>	70万円 ~10万円	1日につき 1,500円	1,500円	○		
こども	300万円	400万円 <small>(300万円+100万円)</small>	70万円 ~10万円	1日につき 1,500円	360円			

- (ご注意)
- ※1. 本人および配偶者の場合の上記保険料は、現時点の契約内容(加入人員、加入総保険金額、加入者年齢構成)に基づいて算出したものです。加入申込締切後改めて正規保険料計算を行い保険料に変更があった場合は初回分より正規保険料を適用いたします。なお、こどもの保険料は正規保険料となり上記月額保険料どおりとなります。
  - 2. 災害死亡・高度障害保険金は死亡・高度障害保険金に災害保険金(別表1)・障害給付金(別表2)第1級を加えたものです。
  - 3. この保険から脱退されても解約払戻金などはありません。

## ■ お支払いする保険金・給付金

- 死亡保険金**  
加入者(被保険者)が保険期間中に死亡されたとき、お支払いします。
- 高度障害保険金**  
加入者(被保険者)が効力発生日以後に生じた傷害または疾病によって保険期間中に(別表2)に定める高度障害状態のいずれかになられたとき、お支払いします。
- 災害保険金(別表1)**  
加入者(被保険者)が効力発生日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内の保険期間中に死亡されたとき、または効力発生日以後に発病した所定の感染症で保険期間中に死亡されたとき、お支払いします。
- 障害給付金(別表2)第1級**  
加入者(被保険者)が効力発生日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内の保険期間中に(別表2)に定める高度障害状態のいずれかになられたとき、お支払いします。
- 障害給付金(別表2)第2級~第6級**  
加入者(被保険者)が効力発生日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内の保険期間中に(別表2)に定める障害状態(第2級~第6級)のいずれかになられたとき、お支払いします。
- 入院給付金**  
加入者(被保険者)が効力発生日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内の保険期間中に5日以上入院されたとき、お支払いします。ただし同一事故による入院は120日を限度とします。なお、入院給付金は日本国内における診療所または病院およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に入院したときに限りお支払いします。  
※5日以上入院されたときは1日目から給付の対象となります。更新日を挟んだ入院の場合、更新前の入院日数を含みます。

注) 所定の感染症とは、災害保障特約条項、こども災害保障特約条項に定める感染症のことをいいます。詳しくは一般財団法人全国商工会議所共済会にお問合せください。「新型コロナウイルス感染症」を直接の原因として死亡または、高度障害状態に該当した場合を含む※医師の診断を必要とします。

\*保険金などのお受取りには所定の条件があります。お申込みにあたっては「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を必ずお読みください。

## ■ 加入資格

(1) 令和4年4月1日現在、一般財団法人全国商工会議所共済会に所属する各地商工会議所・連合会に勤務する常勤従業員で70歳6ヵ月(昭和26年10月2日以降生まれの方)までの方とその配偶者で60歳6ヵ月(昭和36年10月2日以降生まれの方)までの方、常勤従業員が扶養していることもで年齢22歳6ヵ月超22歳6ヵ月までの方(平成11年10月2日以降～令和元年10月1日生まれの方)で加入(増額)することに同意した方とします。

商工会議所・連合会を退職された場合など加入資格を失われた場合には、ご加入は継続できませんので、脱退をお申し出ください。

本人が加入しないで配偶者・子どもだけを加入させることはできません。本人が脱退(死亡・高度障害を含む)したときは、配偶者・子どもも同時に脱退となります。配偶者の申込保険金額は、本人と同額またはそれ以内の保険金額でお申込みください。

※お子さまが医療機関などで受けた治療等について自治体ごとに医療費助成制度を実施しています。詳しくはお住まいの自治体に確認ください。

(2) 新規加入または増額を申し込まれる方は、申込日(告知日)現在、ご本人の場合は正常に就業している方、配偶者・子どもの場合は正常な日常生活を送っている方に限ります。

下記の【告知事項】をご確認いただき、新規加入または増額を申し込まれる方ごとに、加入申込書兼告知書(兼保険金額変更申込書)の「告知欄」の該当項目に○をつける方法で告知してください。

### 【告知事項】

① 申込日(告知日)から過去1年以内に、下欄の病気やけがで、手術を受けたことまたは継続して14日以上入院をしたことがありますか。

② 申込日(告知日)から過去1年以内に、下欄の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。

心臓病(心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症)、高血圧症、脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、精神病、てんかん、ぜんそく、肺気腫、肺結核、胃かいよう、十二指腸かいよう、すい臓炎、肝臓病(肝炎・肝硬変)、腎臓病(腎炎・ネフローゼ・腎不全)、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

※「告知」については、同封「重要事項説明書(注意喚起情報)」を必ずお読みのうえ、その意義や重要性をご確認ください。

### ご本人の場合「正常に就業している方」

申込日(告知日)現在、次の状態にある者を除いた方です。

- ・ 傷病により公休・休暇などで欠勤している方
- ・ 健康上の理由で勤務の特別取扱を受けている方(「勤務の特別取扱」とは、労働時間の短縮、時間外労働の制限、労働負荷の制限など)

### 配偶者・子どもの場合「正常な日常生活を送っている方」

申込日(告知日)現在、医師による治療(指示・指導を含む)・投薬を受けていない方。ただし、次については告知していただく必要はありません。

- ・ 医師による処方でない、市販の薬(かぜ薬、整腸剤など)の服用
- ・ アレルギー性鼻炎の治療
- ・ 水虫治療
- ・ 歯科医での虫歯の治療
- ・ コンタクトレンズ購入のための処方箋作成を目的とした医師の診察・検査

(3) 子どもは本人の扶養している子ども(健康保険法に定める被保険者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。)とし、子どもを加入させる場合は上記の加入資格を有している子ども全員を加入させなければなりません。

(注)健康保険法に規定する子どもの範囲とは、次のいずれかに該当する子どもをいいます。

1. 本人の子どもで、主としてその本人により生計を維持している者。

2. 本人の配偶者(事実上婚姻関係にある者を含む。以下同じ)の子どもで、本人と同一の世帯に属し、主として本人により生計を維持している者(本人の配偶者が既に死亡しているときも含む)。

※なお、既に加入している方は、(2)にかかわらず現在ご加入の保険金額の限度内で継続加入できます。その場合、自動更新により申込書の提出は不要です。

## ■ 効力発生日(加入日)・保険期間

令和4年4月1日から効力が発生します。保険期間は令和4年4月1日～令和5年3月31日の1年間で、毎年自動更新します。

## ■ 保険金額の変更

保険金額の変更は、年1回契約更新日(4月1日)のみです。

## ■ 保険料の払込

月払とし、毎月の給与から控除します。(第1回は3月給与)

## ■ 保険金などの受取人

本人・配偶者の死亡保険金受取人は、労基法施行規則第42条～第45条の遺族補償順位(配偶者、子、父母…の順)と同順位とします。また、従来より受取人を指定していた場合は同じ内容で更新されます。

この死亡保険金受取人は扶養者となります。

なお、高度障害保険金および給付金の受取人は加入者(被保険者)となります。

## ■ 保険金などの請求

保険期間中に加入者が死亡した場合や、不慮の事故で障害を受けたとき、または不慮の事故で入院したときは、速やかに事務担当者を経由して一般財団法人全国商工会議所共済会へ必要な書類(アクサ生命所定の用紙)を提出し、請求手続を行ってください。

## ■ 脱退者の取扱

本人が脱退(死亡・高度障害を含む)した場合、配偶者・子どももその月をもって同時脱退となります。脱退通知書の脱退日をもって保障は消滅します。

※高度障害保険金が支払われた場合には、保障は高度障害状態になったときに消滅したものと取り扱われます。

## ■ 税法上の取扱 ※令和3年11月現在

実質負担額(年間保険料-契約者配当金)は一般の生命保険料控除の対象となります。(所得税法76条)

## ■ 契約者配当金

1年ごとに収支計算を行って剰余金が発生した場合には契約者配当金としてお返しいたします。

なお、配当金は、お支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。そのため、配当金は将来のお支払いをお約束するものではありません。

**保険期間中に脱退(死亡・高度障害を含む)された方には、配当金は支払われません。**

## ■ 免責

次の場合免責または解除となり保険金などはお支払いできませんのでお申込みに際し特にご注意ください。

### A. 死亡保険金、高度障害保険金について

- ① 加入者が加入日(増額日)から1年以内に自殺したとき(増額の場合はその増額部分について)
- ② 保険契約者・保険金受取人の故意によるとき
- ③ 保険契約者・加入者・保険金受取人の故意により高度障害になったとき
- ④ 戦争、その他の変乱によるとき
- ⑤ 加入(増額)申込の際、保険契約者・加入者が故意または重大な過失により、告知事項について事実を告げなかったり、不実のことを告げたとき

### B. 災害保険金、障害・入院給付金について

- ① 保険契約者・加入者の故意または重大な過失によるとき
- ② 災害保険金受取人の故意または重大な過失によるとき(ただし災害保険金についてのみ)
- ③ 加入者の犯罪行為によるとき
- ④ 加入者の精神障害を原因とする事故によるとき
- ⑤ 加入者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- ⑥ 加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- ⑦ 加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- ⑧ 地震、噴火、津波によるとき
- ⑨ 戦争、その他の変乱によるとき

※詐欺行為や保険金などの不法取得目的による加入・更新があった場合には、その加入者の加入・更新は取消しまたは無効となり、保険金などのお支払いはできません。

〈別表1〉

●災害死亡保険金額表(災害保障特約分)

災害死亡保険金	常勤役職員(本人)					配偶者		子ども
	500万円	400万円	300万円	200万円	100万円	200万円	100万円	100万円

〈別表2〉

●障害給付額表(災害保障特約分)

死亡・高度障害保険金ランク →

等級	身 体 障 害	1,500	1,200	900	600	300
		万円	万円	万円	万円	万円
第1級(高度障害)	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	500	400	300	200	100
	< 高 度 障 害 >					
第2級	9. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 10. 10手指を失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの 11. 1肢に第3級の14から16までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の14から16までまたは第4級の22から26までのいずれかの身体障害を生じたもの 12. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	350	280	210	140	70
	第3級	13. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 14. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 16. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 17. 10足指を失ったもの 18. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	250	200	150	100
第4級		19. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 20. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 21. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 22. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 24. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 25. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 26. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 27. 10足指の用を全く永久に失ったもの 28. 1足の5足指を失ったもの	150	120	90	60
	第5級	29. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 31. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 32. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 33. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 34. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 35. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 36. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 37. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	75	60	45	30
第6級		38. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 40. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 41. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 42. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 44. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	50	40	30	20

個人情報取扱いについて

当団体定期保険(以下「当保険」)の運営にあたって、一般財団法人全国商工会議所共済会(以下「団体」)は、加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態など)を、以下「個人情報」を取扱い、団体が保険契約を締結するアクサ生命保険株式会社(以下「アクサ生命」)へ提供いたします。団体は、当保険の運営において取扱う個人情報を当保険の事務手続きのため利用し、事務を他に委託する場合は当該委託先にも提供いたします。アクサ生命(以下「引受保険会社」)は、提供を受けた個人情報を、保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金などの支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスの案内・提供、契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実に利用する場合があります。引受保険会社は、団体(団体の委託先を含む)および再保険会社に上記目的の範囲内で個人情報を提供します。今後、個人情報に変更などが発生した際にも、引続き団体および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。なお、当保険の引受保険会社は、今後変更されることがありますが、その場合、個人情報は変更後に新たに当保険を引受ける生命保険会社に提供されます。この個人情報の取扱いに関するご案内に関して同意いただけない方は、加入不同意として取扱わせていただきますのでご了承ください。また、引受保険会社は、個人情報の取扱い方針などについて、インターネットのホームページなどで公表しています。

当制度は一般財団法人全国商工会議所共済会がアクサ生命保険株式会社と締結した災害保障特約・子ども特約・子ども災害保障特約付福祉団体定期保険に基づき運営します。なお、当制度はその運営を安全かつ円滑にするために、内容の一部を変更することがあります。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額・年金額・給付金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にもご加入時の保険金額・年金額・給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。  
生命保険契約者保護機構 <http://www.seihohogo.jp/> TEL 03-3286-2820

【お問合せ先】

一般財団法人全国商工会議所共済会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-17-9 TCUビル6階  
TEL 03-3518-0181 FAX 03-3518-0184

【引受保険会社】

アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 NBFプラチナタワー  
TEL 03-6737-7777(代表)

【取扱店】

アクサ生命保険株式会社 アクサ CCI推進本部

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 NBFプラチナタワー  
TEL 03-6737-7570